

長崎労働基準監督署発表
令和6年1月19日(金)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 森藤 卓朗

第一方面主任監督官 田中 幸彦

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15 ~ 19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

長崎労働基準監督署（署長 なかざと 中里 すすむ 晋）は、本日、株式会社森海偉業及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和4年9月1日に発生した休業4日以上労働災害に関して、遅滞なく労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に提出しなかった疑い（「労災かくし」）。

1 被疑者

(1) 株式会社森海偉業

所在地：長崎県西海市西海町

事業内容：プラスチック製品製造業

(2) 代表取締役 A（男、50代）

2 違反条文

被疑者株式会社森海偉業、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは、西海市内にある被疑者株式会社森海偉業の工場内で、令和4年9月1日に同人が雇用する外国人労働者Bが休業4日以上労働災害に罹災している事実を承知していながら、遅滞なく、労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に提出しなかったものです。

4 その他

労働安全衛生法第100条第1項(労働安全衛生規則第97条)の規定は、事業者が、その使用する労働者が業務上の負傷等により、4日以上休業したときは、所轄労働基準監督署長あてに「労働者死傷病報告」(様式第23号)を提出する義務を課しています。

同法が事業者はこの報告の提出を義務付けているのは、労働基準監督署が当該報告により、労働災害の発生要因等を一早く把握、分析し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、事後の労働基準行政の推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策にとって極めて重要なことです。

以上のことを踏まえ、これまで当署は、労災かくし事案について司法処分を含め、厳正に対処してきたところであり、今後も同様に対処していく方針です。

なお、長崎労働局管内において過去5年間に送致した労災かくし事案は、本件を含めて9件(うち長崎労働基準監督署3件)となっています。

(参考)

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

第百条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

（第二項及び第三項省略）

（罰則）

第二百十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号から第四号省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者。

（第六号省略）

（両罰規定）

第二百十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（労働者死傷病報告）

第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同行の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。